

総会議事録（第5回）

1 開催日時 令和3年8月25日（水）14時00分～

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（18名）

○農業委員（18名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳
5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子
10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真
15番 寺坂 哲郎 16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫
19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（0名）新型コロナ感染拡大のため出席要請せず

4 欠席委員

○農業委員（0名）

5 議 題 報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件
報告第3号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件
報告第4号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第4号議案 非農地証明願の件
第5号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
第8号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域除外)
第9号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域編入)

6 事務局 局長 平地 俊夫
課長補佐 西浦 公治
職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和3年度第5回農業委員会定例総会」を開会いたします。

2 会長挨拶

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、5番農業委員、16番農業委員をお願いします。

4 議事

○議長

それでは、1ページ、報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」、1番萱瀬 荒瀬町の農地、地目 田 現況は畑、面積の変更前が529㎡、変更後が326㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、変更理由は、面積の縮小です。この案件は、第4号議案、1番萱瀬と関連があります。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<異議（意見）なし>

○議長

それでは次に、2ページ、報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件」、1番萱瀬 荒瀬町の農地、地目 田 現況は畑、面積の変更前が529㎡、変更後が326㎡です。賃貸人

及び賃借人は記載のとおりで、変更理由は、面積の縮小です。この案件も、第4号議案、1番萱瀬と関連があります。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<異議（意見）なし>

○議長

それでは次に、3ページ、報告第3号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第3号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番福重寿古町の農地、地目 田と畑、合計面積2,089㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

2番福重 野田町の農地、地目 田 現況は畑、面積797㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第6号議案、5番福重及び第7号議案、3番福重と関連があります。

3番福重 野田町の農地、地目 畑、面積2,181㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第6号議案、5番福重及び第7号議案、3番福重と関連があります。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<異議（意見）なし>

○議長

それでは次に、4ページ、報告第4号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第4号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1番福重寿古町の農地、地目 田と畑、合計面積2,089㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

2番福重 野田町の農地、地目 田 現況は畑、面積797㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第6号議案、5番福重及び第7号議案、3番福重と関連があります。

3番福重 野田町の農地、地目 畑、面積2,181㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第6号議案、5番福重及び第7号議案、3番福重と関連があります。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<異議（意見）なし>

○議長

それでは次に、5ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番竹松、大川田町の農地、地目 畑、合計面積915㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため譲受人が取得するものであります。誓約書によると、ほうれん草、小松菜を栽培する計画で、それぞれ反当り400kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されたとおりでございますけれども、ほうれん草、小松菜をはたして作られるのかなと。次年度確認して作付けがなくても、法律上問題ないんでしょ。はたしてこれ、皆さんご審議をお願いしますと、私は言っているのかなと。これは不安なんですよ。許可していいんですかね。

○事務局

事務局としては、予測での判断はできないと思っておりますので、書面上での判断しかないのかなと。実際、届出には、確かに自営業と農業というふうにはっきり明記をされておりますので、議案の中にも、自作地の面積が入っておるかと思っておりますけれども、農地をお持ちで、農業をしているというようなことで申請がされてますので、そこでの判断しかできないのかなというふうに考えています。

○委員

そしたら、小松菜、ほうれん草の作付が3年間なされてなかったら、もう絶対、宅地として転用させませんよという法律はないんでしょ。

○事務局

内規で、誓約書を出していただくような形ではしておりますけれども、法律上の縛りっていうのは実際にはないんですよ。ただ、誓約書として出していただいておりますので、今後どのようにしていかれるかっていうのは、後追いの調査で、調べていくしかないのかなと。耕作をされない場合には、どうして耕作をしてないのかっていうことを、農業委員会としては、本人さんに、尋ねていかなければいけないのかなというふうには思います。もし、耕作をされない場合はですね。

○委員

その場合の行政上の処分か何かはないんですか。

○事務局

行政上の処分というのはいないですね。

○議長

1番竹松につきまして、何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。

○委員

うちの近くにもそういう物件があります。すぐそばにですね。農業用の直売所みたいなものを作ったりとか、農業をみんなに伝えるために活動するような場所っていうことでされましたけど、何一つ作ってなく、ずっとそのまま、草を刈ってください、草を刈ってください、管理の方に、私、毎回毎回、年に3、4回電話するんですけど。私の田んぼの隣なものですから。本当にどうにかならぬものかなと思いはするんですけど、文書自体、申請書類自体がそろって、それなりに許可が下りるような状況になっていけたらこうなるのかなと。私もちょっといろいろ思うことはあります。

○委員

前もちょっと言ったことがあるんですけど、この人が例えば言うとおりの、作付しないですよ、もしですね。それはそれでしょうがなかった。ところがですよ、それはこの3条とか何とかの次は許可しませんよっていう例に引っかけますよね、反対に。次はありませんよって。あった場合は許可しませんとありますよね。違反があった場合は、ありますよね。それには引っかけますよね。引っかけられないんですかね。

○事務局

作付をするしないの正当な理由っていいですか、そこら辺が問題になってくるんじゃない

かなと思いますけど。しなかった場合に正当な理由があるのかどうかですね。誓約書を出していただいているので、3年間するという約束をしていただいているわけですよ。ただ、今後どうなるかっていうのは、今後見ていかなければわからないわけですよ。もし作付をされなかった場合に、正当な理由があって作付をされないというふうなことがあれば、そこは認めていかなければいけないのかなとは思いますが、ただ、正当な理由がなくて作付ができないということであれば、今後、3条で農地が取得できませんよというところの話まではしなくちゃいけないのかなと思いますけど。

○議長

1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番竹松は許可することとします。

続いて2番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番福重、野田町の農地、地目 田と畑 現況は畑、合計面積1,131㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、当該地を以前から耕作していた譲受人が取得するものであります。誓約書によると、普通野菜、イチゴ苗を栽培する計画で、それぞれ反当り15kg、6,500苗の収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、2番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今ありましたようにですね、この場所は、今度買われる方がもう長年、イチゴ苗をされてるところでございます。所有者が高齢ということで、今度売買に至った状況でございますので、何ら問題ないというふうに思っております。以上です。

○議長

2番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番福重は許可することとします。

続いて、6ページ、第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番大村、久原2丁目の農地、地目 畑、面積309㎡、併用地を含めた合計面積1,440.21㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画、道路、ゴミ置き場を造成するとして、転用申請を提出するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.48m、切土1.65m、擁壁を設けるとなっています。周辺には、農地はありません。雨水排水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは今、事務局からご説明があったとおりでございます。現地調査をしましたところ、周辺は宅地で、道路と囲まれておりまして、特に問題はないと思って確認をして参りました。以上です。皆様のご審議をお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて2番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、久原2丁目の農地、地目 畑、合計面積615㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地2区画を建設するとして、転用申請を提出するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土1.0m、切土0.6m、法面保護をするとなっています。周辺は、里道を挟んで南西側に農地があります。雨水排水は既存の水路に放流、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここにつきましてもですね、周囲は道路で、宅地に囲まれておりまして、特に問題はないと思って見て参りました。皆様のご審議をお願いします。

○議長

2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、木場2丁目の農地、地目 畑、面積458㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。

本件は、使用借人が自己住宅を建築するために転用するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺は、南側に農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

このあたりはここ数年、住宅開発が進んで、ここに一つ農地が残っていて、これが今回、半分ちょっとかな、転用になって、雨水排水、下水道、何も問題ないと思います。以上です。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて4番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番竹松、竹松町の農地、地目 田、合計面積407.18㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅兼店舗及び駐車場を建築するために転用するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.7m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺は、東側に農地があります。資金については、住宅ローン保証会社の正式審査結果のご連絡を確認しております。

○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されましたとおりでございますけど、もう耕作も何年もされてない状況の荒地でございましたけども、周辺の農家から、若干、荒地に対しての苦情もあったところございました。ちょうど宅地として売買できるということで、きちり整備されれば、周辺にも迷惑をかけないんじゃないかと思っております。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

4番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番竹松は、許可相当とします。

続いて5番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、宮小路3丁目の農地、地目 畑、面積527㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が事務所兼倉庫を建設するために転用するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.07~0.67m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺は、東側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

この土地ですけども、隣が雑種地ですね。駐車場用地として使われております。東側に畑がありますけど、この畑がもう一つ、田んぼのところに大きな道が一つ入ってまして、そこと接続してるため、この畑に関しては何ら問題ありません。今回の物件ですけども、隣は宅地、雑種地、西側が市道ということですね、何ら問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

○議長

5番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、5番竹松は、許可相当とします。

続いて6番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積90㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が駐車場を建設するために転用するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺は、西側に農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

現在、申請地は狭いところですが、入口は公道に接しています。両隣が宅地ですね、奥の土地も申請者の土地ですね。今、水路を挟んで宅地ってあるところが、本人さんが生まれた家です。そこに共同住宅を建てるということで、その駐車場ということですね、そのままの状態です。問題ないと考えております。よろしくお願いします。

○議長

6番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて7番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積570㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画を造成するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.22m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺は、南側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

先ほど、6番で説明したところの正面の土地になりますけども、ここが公道になって、東側もすべて宅地、南に若干、畑がございますけども、擁壁で区別するというので、転用については問題ないかと考えます。よろしくお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、7番竹松は、許可相当とします。

お諮りします。8番竹松と、9番竹松は隣接地で譲渡人及び使用貸人が同一人物ですので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、8番竹松と、9番竹松は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積930㎡、実測面積930.49㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画と道路を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.5m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の側溝に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺は、北側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

9番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積259㎡、使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。契約は使用貸借です。

本件は、使用借人が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2m、隣接と高さを合わせるとなっています。雨水排水は既存の側溝に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺には、農地はありません。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、8番、9番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

この申請地ですけども、東側は公道ですね。南が宅地です。西側にもですね、駐車場があって、そこも宅地になっております。残地に関しては、その譲渡人の土地でですね、排水等も公道に行くということで、何ら問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長

8番竹松、9番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、8番竹松、9番竹松は、許可相当とします。

お諮りします。続いて、10番竹松を議題としますが、本案件は8ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番竹松と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、10番竹松、第3号議案1番竹松は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、面積531㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲渡人が昭和53年11月に住宅を建築するとして転用許可を受けていたが、諸事情により実行されないまま現在に至っているものを、今回譲受人が自己住宅を建築するというので、10番竹松で転用申請と、第3号議案1番竹松で計画変更申請書を提出するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、転用に係る面積基準500㎡を超過していますが、進入路部分77㎡を除いた有効面積は454㎡であるとの理由書が付されています。

被害防除計画では、現状のまま利用し、既存の擁壁を利用し、平家建てを建設するとなっています。周辺は、北側に農地があります。雨水排水は既存側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、10番及び第3号議案1番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されましたとおりの、場所は宅地に囲まれて、奥は畑になっております

けども、奥の畑については何ら支障がないという感じでございます。進入路がですね、2.5メートルほどの細い幅でございますが、1軒の宅地ということで、許可していいんじゃないかなと思うしております。ご審議をお願いします。

○議長

10番竹松及び第3号議案1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、10番竹松は、許可相当とし、第3号議案1番竹松については承認相当とします。

続いて11番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番福重、今富町の農地、地目 畑、合計面積 688㎡、実測面積691.43㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が建売住宅用地3区画を造成するために転用するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土1.3m、切土0.8m、擁壁を設けるとなっています。また、建物は高さを加減するとなっています。雨水排水は既存水路へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺は、南側に農地があります。資金については、残高証明書及び融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、11番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局からありましたように、南側に若干、みかんの木を植えておられるところもありますけど、これはもう話し合い済みということで確認をしております。北側もですね、みかん畑がありますけど、農道が挟んでありますし、3軒とも高さを制限して平屋建ということで、見積もり等まで含めて上がってきておりますので、何ら問題はないかというふうに判断をしております。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

11番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、11番福重は、許可相当とします。

続いて、9ページ第4号議案「非農地証明願の件」を議題とします。1番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「非農地証明願の件」、1番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田 現況は道路、面積111㎡、申出人及び利用者は記載のとおりです。申出によりますと、隣接地の居宅を昭和27年1月15日に建築されているが、申請地についてはそれ以前から建築材料搬入路として利用され、以後現在まで居宅への進入路として利用されているものです。この案件は、報告第1号、報告第2号、1番萱瀬と関連があります。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今ご説明があったとおりですけれども、私の同じ町内でございまして、幼い頃から結構行き来をして見て参りましたが、昔から全く変わってないような現況でございまして、今も、言われたように通路として使われております。通路ですから、非農地というようなことで見て参りました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

ただ今の1番萱瀬に対して、ご意見等ありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番萱瀬は、承認することといたします。

続いて10ページ、第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。1番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」1番萱瀬、中岳町の農地、地目 田 現況 原野、面積1,107㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、自然荒廃により、原野化しているとなっています。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

この土地はですね、結構奥まったところまであって、全景がなかなか見通せないような深いところでありましたけれども、この申出人は、現在、埼玉県の方にお住まいで、今後はこちらの方に帰って来られるというような目処がないということで、お隣の実家になられると思いますが、そこに贈与をしたいという考えもお持ちで、今回、非農地通知を申し出されるというふうなことでございます。ご実家もですね、年齢的に言えば、もう結構なお年になられて、農地として利用するっていうのはちょっと難しいなというようなことが言われておりましたので、こういったことで申し出があっておりますんで、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、11ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、13ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが

配分計画です。

資料1の1行目、第6号議案1番大村、第7号議案1番大村の一部、木場1丁目の農地、地目 田、面積1, 122㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はぶどうの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、第6号議案2番大村、第7号議案1番大村の一部、木場1丁目の農地、地目 田、面積1, 321㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はぶどうの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の3行目、第6号議案3番福重、第7号議案2番福重の一部、寿古町の農地、地目 田、面積2, 472㎡のうち1, 275㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はキュウリの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。なお、申込者は報告第4号で、双方による合意解約を経た後、当該農地を新規で借入される予定です。

資料1の4行目、第6号議案4番福重、第7号議案2番福重の一部、寿古町の農地、地目 田、面積2, 607㎡のうち1, 240㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はキュウリの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の5行目、第6号議案5番福重、第7号議案3番福重、野田町の農地、地目 田と畑 現況は畑、合計面積7, 793㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はみかんとキュウリの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。この案件は、報告第3号及び報告第4号の、2番福重、3番福重と関連があります。

資料1の6行目、第6号議案6番松原、第7号議案4番松原、野岳町の農地、地目 田、合計面積3, 755㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。なお、申込者は新規就農者であり、営農計画書を提出しています。

裏面をご覧ください。資料1の7行目、第6号議案7番松原、第7号議案4番松原、松原1丁目の農地、地目 田、合計面積8, 343㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

続いて、15ページ、第8号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域から除外）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第8号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域から除外）」は申請地を農用地区域から除外することについて、農業委員会に対し市長から意見を求められているものです。

1番鈴田、小川内町の農地、地目 田と畑 現況は畑、合計面積447㎡、実測面積1,387㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。農用地です。除外後は、5条の許可申請を提出し、資材置場として造成する予定です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水は既設の水路に放流し、汚水と生活雑排水は発生しないとなっております。周辺は北側に農地があります。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、息子さんが管理だけされてるんですけど、荒れてるから問題ないと思うんですけど、一つだけですね、ここからすごい水がここを流れて流れるんですよ。上の川と道とあれからですね。去年の大雨の時も、ここから来た水でかなり道が通れなくなって、水路がないんですよ、下に。それで、道を流れるんですよ、全部。ここを資材置場として利用されるのは全く問題ないんじゃないかと思うんですけど。市道の向こう側に農地もあるんですけど、そこまで水が今、溢れてる状態なんですよ。これはもう、ここだけの問題じゃなくて、市と今、話し合っておられますから、それで解決するとは思うんですけど、それを除けば、全く問題ないところだと思います。水は全部、話し合うということで、一応、そこら辺は話がついておりますから、たぶん大丈夫だと思われま。ここに関してはですね。あとは、これから下のことですから、関係ないと言えば関係ないと思うんですよ。ただ、ここに関しては、もう問題ないと思います。

○議長

それでは、1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番鈴田については、支障のない旨を回答することとします。

続いて2番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番福重、寿古町の農地、地目 田、面積1,627㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。農用地です。除外後は、5条の許可申請を提出し、建売住宅6区画を建設予定です。

被害防除計画では、盛土0.6~0.8m、擁壁を設けるとなっています。雨水は既設側溝に接続し、汚水と生活雑排水は公共下水道に接続するとなっております。周辺は、南側と西側に農地があります。

○議長

それでは、2番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今回、ここを見て来ましたけど、この場所はですね、郡川のすぐ、私たちが農業用水で使うところの一番上流、ポンプ所があるところのすぐ横なんですよね。ここに6区画の宅地ができるってということで、上流なので、水利組合の方とお話を何回かされているようなんですけど、ここに取水枡のようなものをつけて、雨水とか汚水は、下水道につなぐようにされてるみたいですけど。庭で使う散水とか、洗剤の入ったもの、バーベキューの油が入ったもの、本当は一切、そういうものも農業用の綺麗な水を今、上げてるところなんで、出してもらいたくないんで、そういうところも話し合いをされてて、一応、各戸に取水枡みたいなのを置いて、そこで流して、あとは流していくようになっていう話みたいだったんですけど。あまりそういうのは書いてないんで、そこら辺の確認をちょっとしていただきたいと。それと、あと一つ気になったのは、ここはもう郡川のすぐ横なので、ハザードマップで言えば、1メートルから3メートルの浸水域になってるんですよね。なので、そういうところにこの集中豪雨で、山の上を開発したためにダーッと流れて、あんな感じで、万が一郡川が決壊したときには、ここは、たぶん本当に浸水するところなんですよね。今まではもう納得されて、各戸それぞれに土地を購入されていくつかその近くに、新しく建ててらっしゃる方もいるんですけど、今から先は、こういう集中豪雨的なものすごい雨の被害っていうのがひどい実態だとちょっと思ったりもして、そこも一応、市の農林水産振興課の方に確認をとって、この業者の方に連絡もしてもらったら、一応、80センチの盛土をしますと。80センチの盛土では、

私はこの浸水域からは逃れられないんじゃないかって、ちょっとそういうのもあって、万が一そういうことになったとき、市はやっぱり、そこで何らかの責任も、もしかしたら問われるんじゃないかなとか、そういう状況です。

○委員

こんなに簡単に農用地から除外ということは、ちょっと私考えれば考えられないことですね。ここは圃場整備されたところですか。ここは川の近くですよ。これも認めれば、後から問題が起きるんじゃないですか。とにかく田舎はもう、兄弟とかしかやることができないんですよ。その辺りをもうちょっとよく考えてもらわないと、大村は規制がないでしょう。この規制がないということは、何年頃から設けてあるんですかね、この農地の転用の規制、何ですか、大村市は。許可申請の、農地法5条の転用、許可するにしても、大村市は規制なしの条件ですよ。他の市町村は規制だから、ものすごく厳しくなってますよね。それで、大村市はあんまり認めてしまえば、後から困ると思いますよ。あっちもこっちも住宅団地になってしまう。私はそう思います。それで反対しました。

○議長

一応、この第8号議案は、農振地域の整備計画の変更についてということで上がって、最終的には、市長部局の方で、ですから、農林水産振興課の方で最終的には、あくまでも意見としてどうかというような諮問を受けてるところでございます。

○事務局

意見があれば意見として、農林水産振興課の方に意見を出すというふうな形で、これは賛成反対ということでは、だから転用するしないではなくて、農用地から除外する予定ですけど、農業委員会として意見はないですかというふうなことなんです。ですので、意見があれば手を上げて言ってもらって、それを意見として出すかどうかですよ、農林水産振興課の方に。それを決めていただければいいんじゃないかなと思います。

○委員

周辺農地の方々が反対と言えば、除外できないんじゃないかなかった。

○農林水産振興課職員

農用地を除外するにあたっては、法律上の要件が5つぐらいありまして、その要件の中に、例えば周辺の人から反対があったから除外ができないというような根拠としては、実際存在はしないんです。なので、ちょっと厳しいかもしれないんですけど、反対があったとしても、その他法律に求められている条件をクリアするのであれば、手続き上は進んでいけるというふうな形になります。

○委員

ちょっと私、現地がよくわからないんですが、周辺は全部農用地ですかね。上の方も全部

農用地ですか。

○委員

西側が田んぼです。南側が3メートルぐらい上がったところのそこは地上げをされてる川のすぐ横ですね。そこは2メートルぐらい上がった畑になってます。東側、北側は道が通ってます。だから、たぶん中央部じゃなくて、端ってということでみなされるのと、家はその道を介して、北側に2軒、東側にも3、4軒の、そこで集落接続も取られたのかなって思います。

○議長

大体、畑の真ん中で除外っていうのは、普段考えられないんですよ。

○委員

問題は、土地持ち非農家さんになられるんですよ、持ち主が今後、土地持ち非農家の方が、こういうふうに農振地域に農地を持っていて、周りにちゃんと作ってくれる人がいれば、別に問題ないんですが、もう別にいらないから売りたいってなった時に、私たちは何も反対できないもんね、こういうふうに除外を出されれば。だから、方法があればいいんですけど、荒れてずっと1年作らなかったら、また田んぼに戻すのにものすごく労力がかかるんですよ。ずっと作ってもらえればいいんですけど。だから、中間管理機構に貸してくれるっていうんだったらさ、誰か作ってくれるかもしれないんですけど。だけど、私はもう相続しました。だけど、その土地はいりません。農用地を除外してくださいっていう意見だろうから。

○委員

農用地、第1種農地とかっていう、一番大事な守らなければいけない農地をですね、相続して、その方がやっぱり、自分は農家じゃないし農地として使えないっていう意向があらわれるなら、まずはそこで、農業委員会なり農林水産振興課なりとかっていうところで、農地としてできないから誰か作っていただけないだろうかっていう旨の、まず一番に、最初にそこを中間管理機構を通してどうにかできないだろうかっていう、そこができなくて初めてどうしようもないっていうんだったら、こういう宅地造成も先々じゃもう、仕方がないのかなと思いますけど。農用地としてやっぱり、農地としてしっかり守っていかなければならない一番大事な土地っていうところを言えば、簡単に条件に合うからって言ってどんどん外してしまえば、やっぱり今のような状況に、今から先もずっと。農業の田んぼは自然のダムって言われてます。本当に大事にしておかなければいけないのかなとは思いますが。

○委員

今ですよ、寿古地区は、人農地プランの集積を進めていますよね。その中ですよ、何でこういうことをされるのかなと。中間管理機構は集積はせろ、こういうのは住宅地になって。

○農林水産振興課職員

一番大きいのは、その相続された方のご意向が一番にありまして、この方もやはり、どうかして土地を有効活用できないかというのを探してたというのを、その業者からお聞きしております、このまま使わないというふうになると、農地は当然荒れていってしまって、近隣の今、ちゃんとしてらっしゃる方、農地にも迷惑をかけてしまうから、じゃあどういった有効活用方法があるのかということで、今回の相談を業者さんに持っていったということは聞いておりますけれども、中では、人農地プラン、集積っていうところまでは、正直、その所有者さんの方には話しは行ってませんので、そこは今回のプランには乗せるとかはできないという。

○委員

行ってませんって、それは行かないといけないでしょう。できるだけ担い手の方に作ってもらえるような方向に持っていかんと、何のために集積をしてるんですか。全然意味がわかりません。そのように農林水産振興課に言ってください。

○委員

そこもやっぱり大事だと思います。有効活用を、自分が農業ができないから、相続したけどどうしようかなと思われて相談しに来られたなら、まずは農地として生かすように進めていただくというのが、市の農林水産振興課としてのお役目じゃないかなっていうのもあります。

○会長

他にご意見ないでしょうか。ないようでしたら、ただいま、2番福重について、いろいろご意見が出たようですけども、そういう意見を付けて、回答をすることでよろしいですか。

<異議なし>

○議長

続いて、16ページ、第9号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域へ編入）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、大里町の農地、地目 田、合計面積410㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

2番鈴田、大里町の農地、地目 田、合計面積9,144㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

3番萱瀬、黒木町の農地、地目 田、合計面積1,471㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

4番萱瀬、黒木町の農地、地目 田、合計面積479㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

5番萱瀬、黒木町の農地、地目 田、合計面積2,117㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

6番萱瀬、黒木町の農地、地目 田、合計面積1,887㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

7番萱瀬、黒木町の農地、地目 田と宅地 現況は田、合計面積2,950㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

8番萱瀬、黒木町の農地、地目 田と宅地 現況は田、合計面積160,96㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

9番萱瀬、黒木町の農地、地目 田、面積92㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

10番福重、重井田町の農地、地目 田、面積1,563㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

11番福重、立福寺町の農地、地目 田 現況は畑、合計面積819㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

12番福重、立福寺町の農地、地目 畑、面積1,582㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

○議長

それでは、第9号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<異議（意見）なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第9号議案は、「支障のない」旨を回答とすることとします。

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。